

平成19年 1 月 9 日

株 主 各 位

東京都大田区西馬込一丁目 2 番 8 号

株式会社アークコア

代表取締役社長 正 渡 康 弘

第 3 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 3 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができま
すので、誠にお手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年 1 月23
日（火曜日）午後 7 時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げま
す。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年 1 月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区下丸子三丁目 1 番 3 号
大田区民プラザ 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、今回、会場を変
更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 株主総会の目的事項
 - < 報告事項 > 第 3 期（平成17年11月 1 日から平成18年10月31日まで）
事業報告の内容報告の件
 - < 決議事項 >
 - 第 1 号議案 第 3 期計算書類承認の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役 5 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
 - (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方 1
名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代
理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - (2) 株主総会参考書類及び添付書類を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要が生じ
た場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.arkcore.co.jp/>）
に掲載いたしますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受
付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第 3 期 事 業 報 告

(平成17年11月 1 日から平成18年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善や需要の増加等により設備投資が増加しております。その一方で、個人消費は、新車販売台数が前年同月比で減少傾向を見せるなど概ね横ばいで推移しております。

バイク業界におきましては、社団法人日本自動車工業会によると平成 17 年 3 月末日での保有台数は 1,317 万台となっております。平成 18 年 3 月末日での保有台数は公表されておりませんが、小型二輪車(排気量 251cc 以上)の保有台数は 142.8 万台で前年比 3.1 万台の増加、軽二輪車(排気量 126cc 以上 250cc 以下)の保有台数は 190.8 万台で前年比 5.1 万台増加であることから、原付一種(排気量 50cc 以下)及び原付二種(排気量 51cc 以上 125cc 以下)を含めた保有台数は概ね 1,300 万台程度で推移しているものと推測しております。

小型二輪車及び軽二輪車の保有台数の増加は、道路交通法改正により平成 17 年 4 月から高速道路の二人乗りが解禁されたこと、平成 17 年 6 月から AT 限定二輪免許が導入されたことからメーカー各社は新製品をラインアップしたことで、販売台数が増加したことが影響しているものと思われます。

当社におきましては、最も有効なプロモーションツールとしてインターネットを利用した営業戦略を策定し、リスティング広告や S E O (Search Engine Optimization: 検索エンジン最適化)を施策実行し、費用対効果の高い広告宣伝を行ってまいりました。また、前事業年度に開始したラジオ C M につきましては全店舗の拠点及びその周辺部に拡大展開しております。さらに、当事業年度から名古屋、福岡においてテレビ C M を開始することにより、「Motosonic(モトソニック)」ブランドの認知度向上に努めております。

人員につきましては、買取台数の増加に対応するために査定士を増員し、査定力向上のための徹底した研修、教育を実施することで、顧客に対してきめ細かなサービスを提供し、顧客満足度の向上を図っております。

店舗戦略としては、3 月に東京都八王子市に出店し、関東地方の「即時買取り」体

制を強化しております。

この結果、当事業年度の販売台数は 12,821 台(前期比 7.7%増)、売上高 2,719,456 千円(前期比 2.9%増)となりましたが、マスメディアを利用した広告宣伝費の上昇が影響し、営業損失 266,286 千円(前期は営業利益 95,429 千円)、経常損失 267,401 千円(前期は経常利益 80,843 千円)、当期純損失は 273,549 千円(前期は当期純利益 43,179 千円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において、八王子店の新規出店、大阪店の移転及び来期出店予定の武蔵浦和店の主要な設備の新設及び既存店舗での設備拡充による増設等により、23,615 千円の設備投資を行いました。なお、重要な固定資産の売却、除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

銀行からの借入により運転資金を調達しております。

(4) 財産及び損益の状況

< 参考 >

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	区 分	平成15年10月期
	平成16年10月期	平成17年10月期	平成18年10月期		平成15年5月1日～平成15年10月31日
売 上 高 (千円)	1,979,251	2,643,199	2,719,456	売 上 高 (千円)	622,907
経常利益又は 経常損失() (千円)	85,382	80,843	267,401	経常利益 (千円)	12,680
当期純利益 又は当期純 損失() (千円)	48,320	43,179	273,549	当期純利益 (千円)	6,177
1株当たり当 期純利益又は 1株当たり当 期純損失() (円)	52,893.42	3,732.83	21,539.33	1口当たり 当期純利益 (円)	47,763.47
総 資 産 (千円)	302,506	454,894	465,800	総 資 産 (千円)	83,520
純 資 産 (千円)	111,841	346,380	72,831	純 資 産 (千円)	26,520

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成16年12月17日付で1株を10株とする株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益は期首に当該分割が行われたものとみなして計算しております。
3. 当社は平成15年11月1日に有限会社から株式会社に組織変更を行っておりますので、有限会社の財務諸表を参考までに掲載いたします。なお、有限会社の財務諸表については消費税等の会計処理は税込方式によっており、平成15年10月期は決算期変更を行ったため6ヶ月決算となっております。

(5) 対処すべき課題

当事業年度において、当社は営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。このような財務状況を早期に改善し、長期的な成長を目指すためには、当社がバイクユーザーにとって身近な存在になることが必要であり、そのための課題に取り組んでまいります。

ブランディングの強化

プロモーションにつきましては、従来からのデジタルマーケティングの他に、当社が店舗を置く各拠点においてテレビ CM、ラジオ CM 等のマスプロモーションを展開し、バイクユーザーへの当社ブランドの浸透を図ってまいります。

店舗展開・サービス展開

出張査定の日・即時対応エリアの拡大及び当社店舗への持込査定を展開していくために、買取需要の高い地域への効率的な出店を実施し、同時にバイクユーザー向けサービスの拡充を進める方針であります。具体的にはバイクの一般コンシューマーへの直接販売とバイクパーツの買取・販売に取り組んでまいります。これまで当社は、買取ったバイクのほぼ全てについて、企業間オークションを中心とした企業向け販売を行っていたため、バイクユーザーが当社の存在を意識することは希薄でありました。バイクの直接販売や、バイクパーツの買取り・販売に取り組むことにより、お客様が当社のサービスをご利用いただける機会が増え、直接的な利益の増大のみならず、当社の知名度も向上し、プロモーションの増大のみに依存することなく買取り台数を増大させていくことが可能となると考えております。

人材の確保、教育体制の整備

他社よりも迅速にかつきめこまかなサービスを提供することがバイク売却希望者の満足度の向上に繋がることから営業部門の人材教育の強化を推進してまいります。

(6) 主要な事業内容(平成18年10月31日現在)

中古バイク買取・販売業 インターネット・電話による無料オンライン査定により中古バイクの売却希望者を集客し、売却希望者に対する出張査定・持込査定を行って中古バイクを買取り、これを主にB2Bオークションで販売しております。

(7) 主要な営業所(平成18年10月31日現在)

営 業 所 名	所在地
本 店	東京都大田区西馬込 1 - 2 - 8
練 馬 店	東京都練馬区土支田 1 - 15 - 14
大 阪 店	大阪府吹田市岸部中 3 - 26 - 1
名 古 屋 店	愛知県名古屋市中川区万場 2 - 901
福 岡 店	福岡県福岡市博多区東比恵 2 - 1 - 18
広 島 店	広島県広島市南区東雲本町 1 - 16 - 5
千 葉 店	千葉県市川市相之川 2 - 16 - 17
横 浜 町 田 店	東京都町田市南つくし野 2 - 31 - 26
仙 台 店	宮城県仙台市泉区八乙女中央 2 - 5 - 3
八 王 子 店	東京都八王子市越野 24 - 11

- (注) 1. 八王子店は当事業年度に開設した店舗であります。
2. 大阪店は当事業年度に大阪市から移転しております。

(8) 従業員の状況(平成18年10月31日現在)

従業員数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
74名	14名増	32.1歳	1.6年

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、上記の他に臨時従業員10名があります。
2 当事業年度において大幅な増員となりましたのは、業容拡大に伴うものであります。

(9) 主要な借入先（平成18年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額（円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	200,000,000
商 工 組 合 中 央 金 庫	80,000,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30,000,000

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項（平成18年10月31日現在）

発行可能株式総数 50,800株

発行済株式の総数 12,700株

株主数 501名

発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主

氏 名 又 は 名 称	持 株 数	出 資 比 率
	株	%
正 渡 康 弘	6,480	51.02
投資事業組合GV-	1,365	10.87

その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成18年10月31日現在）

当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の状況

株主総会の決議日	平成 16 年 12 月 28 日
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	無償
株式の払込金額	79,000 円
目的となる株式の数	16 株
行使期間	平成 19 年 1 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査役	16個	16株	1名

当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の状況

- ・発行した新株予約権の数

187 個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 187 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)

- ・新株予約権の発行価額

無償

- ・新株予約権の行使価額

1 個あたり 202,043 円

- ・新株予約権の行使期間

平成 20 年 2 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

- ・新株予約権の取得日

平成 18 年 2 月 1 日

- ・当社従業員に交付した新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社の従業員	187個	普通株式 187 株	51人

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成18年10月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況
代表取締役社長	正 渡 康 弘	
取 締 役	山 田 浩 司	管理本部長
取 締 役	百 合 本 安 彦	グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	川 俣 延 茂	
監 査 役	石 田 敦 信	株式会社エスプール社長室長

- (注) 1. 取締役百合本安彦氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役川俣延茂氏及び監査役石田敦信氏は、社外監査役であります。
3. 取締役金森真佐樹氏は、平成17年12月31日付で辞任により取締役を退任いたしました。
4. 監査役石田敦信氏は、平成18年1月27日開催の第2回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。
5. 監査役手塚貞勝氏は、平成18年1月27日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
6. 取締役小畠誠治氏は、平成18年4月6日付で辞任により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	4 名	42,899千円
監査役	2 名	6,900千円
合計	6 名	49,799千円

- (注) 1 社外取締役は無報酬であります。
- 2 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額は次のとおりであります。
- 取締役報酬限度額 220百万円
- 監査役報酬限度額 40百万円

(注) 本事業報告中の記載金額(または数値)は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成18年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	315,733	流 動 負 債	392,969
現 金 及 び 預 金	185,802	短 期 借 入 金	310,000
売 掛 金	17,596	未 払 金	54,498
商 品	63,281	未 払 費 用	18,596
貯 蔵 品	807	未 払 法 人 税 等	1,349
未 収 入 金	4,149	預 り 金	8,525
前 払 費 用	16,725		
未 収 法 人 税 等	16,777		
未 収 消 費 税 等	10,410		
そ の 他	183		
固 定 資 産	150,067		
有 形 固 定 資 産	109,494	負 債 合 計	392,969
建 物 附 属 設 備	68,731	純 資 産 の 部	
構 築 物	35,009	株 主 資 本	72,831
車 両 運 搬 具	606	資 本 金	110,325
工 具 器 具 備 品	5,147	資 本 剰 余 金	138,035
無 形 固 定 資 産	1,080	資 本 準 備 金	138,035
ソ フ ト ウ ェ ア	944	利 益 剰 余 金	175,528
電 話 加 入 権	136	そ の 他 利 益 剰 余 金	
投 資 そ の 他 の 資 産	39,492	繰 越 利 益 剰 余 金	175,528
出 資 金	55		
差 入 保 証 金	39,437	純 資 産 合 計	72,831
資 産 合 計	465,800	負 債 ・ 純 資 産 合 計	465,800

損 益 計 算 書

(自 平成17年11月 1 日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,719,456
売 上 原 価		1,770,708
売 上 総 利 益		948,748
販売費及び一般管理費		1,215,035
営 業 損 失		266,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 保 険 料	220	
受 取 手 数 料	854	
雑 収 入	52	1,145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,142	
雑 損 失	117	2,260
経 常 損 失		267,401
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	65	65
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,360	1,360
税 引 前 当 期 純 損 失		268,696
法人税、住民税及び事業税	2,478	
法 人 税 等 調 整 額	2,374	4,853
当 期 純 損 失		273,549

株主資本等変動計算書

(自 平成17年11月1日
至 平成18年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金
		資 本 準 備 金
前 期 末 残 高	110,325	138,035
当 期 変 動 額		
当期純損失()		
当期変動額合計		
当 期 末 残 高	110,325	138,035

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	
	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	98,020	346,380
当 期 変 動 額		
当期純損失()	273,549	273,549
当期変動額合計	273,549	273,549
当 期 末 残 高	175,528	72,831

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	個別法による原価法
貯 蔵 品	最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産	定率法
無形固定資産	定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース取引の処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計処理の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日 企業会計基準適用指針第 6 号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 72,831 千円であります。

なお、会社計算規則の施行により、当期における貸借対照表の「純資産の部」については、同規則により作成しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 40,042 千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 12,700 株

(2) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

権利行使期間の初日が到来していないため、記載を省略しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

流動資産	
未払事業所税	488千円
商品評価損	42千円
固定資産	
権利金	705千円
繰越欠損金	112,371千円
繰延税金資産合計	113,608千円

(繰延税金負債)

未収事業税	1,153千円
繰延税金負債合計	1,153千円
評価性引当金	112,454千円
繰延税金資産の純額	－千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金算入 されない項目	0.1%
住民税均等割等	1.0%
評価性引当金純増減	41.9%
その他	0.5%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	1.8%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却
累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当 額(千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額(千円)
車 両 及 び 運搬具	40,606	20,311	20,294
計	40,606	20,311	20,294

未経過リース料期末残高相当額

一年内 13,868千円

一年超 7,135千円

合計 21,004千円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 14,604千円

減価償却費相当額 13,535千円

支払利息相当額 1,410千円

減価償却相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。

(2) オペレーティングリース取引

(借主側)

未経過リース料

一年内 1,970千円

一年超 3,612千円

合計 5,582千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,734円73銭

(2) 1株当たり当期純損失 21,539円33銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年12月14日

株 式 会 社 ア ー ク コ ア

監査役（常勤） 川 俣 延 茂 (印)

監査役 石 田 敦 信 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第3期計算書類承認の件

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、添付書類の9頁から15頁に記載のとおりであります。

なお、取締役会は、これらの書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされた事項について、その内容を反映する規定の新設及び変更を行うとともに、定款全般について、会社法に対応した用語、引用条文の変更等所要の変更を行うものであります。

いわゆる端株について現在発行がないことから、端株に関する文言を削除するものであります（変更案第9条第3項及び第10条）。

インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第14条）。

株主総会の適正かつ円滑な運営のため、議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります（変更案第16条）。

取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、規定の新設を行うものであります（変更案第25条第2項）。

取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第28条第1項）。なお、当該規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

社外監査役の招聘を容易にするため、社外監査役の責任を法令の定める限度に限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第33条第2項）。

- (2) 上記の変更に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は、株式会社アークコア (英文 ArkCore, Inc.) と称する。	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. 自動車、オートバイ及びその部 品、用品の販売、修理、リース	
2. 中古自動車、中古オートバイ及び 中古部品、中古用品の販売、修 理、リース	
3. 自動車及び自動二輪車の運送取り 扱い業	
4. 損害保険代理業及び生命保険の募 集に関する業務	
5. 広告、イベント及び催事の企画、 立案、制作、運営並びに広告代理 店業	
6. インターネットを利用した各種情 報提供サービス	
7. 経営コンサルティング及びマーケ ティング業務	
8. デジタル多用途ディスク、ビデオ ソフト等のマルチメディア全般の 企画、開発、制作、販売	
9. コンピュータ及び周辺機器の販 売、修理、リース	
10. 飲食店の経営	
11. 自動販売機による嗜好品及び各種 食品飲料の販売	
12. 一般労働者及び特定労働者派遣事 業	
13. 古物売買	
14. オートバイ部品、用品の製造	
15. その他古物全般の販売、修理、リ ース、運送取り扱い業	
16. 前号各号に附帯する一切の事業	

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。 (新 設) (公告) 第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、50,800株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。 (新 設) (名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> (公告) 第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、50,800株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。 (株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第8条 当会社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第10条 当会社の発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する手続き、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
(基準日) 第9条 当会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第11条 当会社は、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u> 2 株主総会は、東京都各区内においてこれを招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u> 2 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり) 2 (現行どおり)
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、<u>株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。 2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で行う</u>。 (議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>に委任して</u>、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。 (議事録) 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第15条 当会社の取締役は7名以内とする。 (選任方法) 第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。 2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上<u>をもつて行う</u>。 (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名を代理人として</u>、その議決権を行使することができる。この場合、<u>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする</u>。 (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。 (削 除) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数<u>をもつて行う</u>。 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結を持って満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。 (代表取締役) 第18条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>定める</u>。 (役付取締役) 第19条 取締役会の決議を<u>もって</u>取締役の中から、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。	(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役) 第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、<u>これを選定する</u>。 (役付取締役) 第22条 取締役会の決議により、<u>取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 (新 設) (取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 <u>2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u> (報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第25条 当社は、社外取締役との間で、<u>法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u> (新 設) 第5章 監 査 役 (員数) 第26条 当社の監査役は 4 名以内とする。	(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もって</u>行う。 <u>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>に</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (削 除) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を<u>もって、法令の定める限度において、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第5章 監 査 役 (員数) 第29条 当社の監査役は、<u>4</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> (任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。</u>ただし、<u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。</u> (報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。 (新 設) 第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第31条 当会社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とし、<u>毎年10月31日を決算期とする。</u>	(選任方法) 第30条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>ただし、<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第33条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を免除することができる。 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第6章 計 算 (事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第32条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u> (中間配当) 第33条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u> (配当金の除斥期間) 第34条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> (新 設)	(期末配当金) 第35条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</u> (中間配当金) 第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第37条 <u>期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（3名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、当社の業務拡大に伴い取締役2名を増員し、5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
1	正 渡 康 弘 (昭和45年9月21日生)	平成4年7月 オートセンター城南(現モト バイキング㈱)設立 平成13年3月 モトバイキング㈱代表取締 役就任 平成14年5月 当社設立 平成14年8月 当社代表取締役就任(現任)	6,480株
2	山 田 浩 司 (昭和40年1月29日生)	昭和63年4月 マルマンゴルフ㈱(現マル マン㈱)入社 平成10年10月 ㈱日本教育研究会(現㈱東 京個別指導学院)入社 平成12年5月 デジバイク㈱入社 平成14年5月 当社入社 平成15年11月 当社取締役就任 平成16年6月 当社取締役管理本部長(現 任)	420株
3	土 屋 勉 (昭和42年12月9日生)	平成3年4月 日本デジタルイクイップ メント㈱(現日本ヒューレ ット・バッカード㈱)入社 平成14年12月 タイコヘルスケアジャパン ㈱入社 平成15年9月 ㈱マグナインターナシヨナ ル(現㈱マグナ)入社 平成16年6月 当社入社 管理部長(現財 務経理部長)(現任)	0株
4	小 野 義 和 (昭和42年1月17日生)	平成元年4月 日本証券業協会入社 平成14年11月 ㈱萩原熟処理工業所入社 平成15年8月 ㈱ワールドビジネスマネー ジメント入社 平成16年6月 当社監査役就任 平成16年12月 当社総務人事部長 平成18年1月 当社総務部長 平成18年11月 ㈱日本レップ入社 平成18年12月 当社入社 総務部長(現 任)	0株
5	石 田 敦 信 (昭和47年11月25日生)	平成6年10月 青山監査法人(現みずず監 査法人)入所 平成11年10月 中央監査法人(現みずず監	10株

		査法人)入所 平成12年7月 (株)エスプール入社 平成16年10月 (株)エスプール執行役員経営 企画室長 平成18年1月 当社監査役就任(現任) 平成18年8月 (株)エスプール社長室長(現 任)	
--	--	--	--

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式数は、平成18年10月31日現在のものです。
3. 石田敦信氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 石田敦信氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
村 上 哲 (昭和25年10月4日生)	昭和51年4月 三井アルミニウム工業(株)入 社 昭和62年1月 ミサワホーム(株)入社 昭和63年5月 日本デジタルイクイップ メント(株)(現日本ヒューレ ット・パッカー(株))入社 平成14年6月 アンジェスエムジー(株)入社 平成17年4月 (株)エイチアイテクノロジー 監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社の株式数は、平成18年10月31日現在のものです。
3. 村上哲氏は、社外監査役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

大田区民プラザ

東京都大田区下丸子三丁目1番3号

東急多摩川線「下丸子駅」下車駅前

東急池上線「千鳥町駅」下車徒歩7分

